

9月20日から26日は動物愛護週間です

問い合わせ
市民環境部環境政策課環境推進係
TEL027-382-1111(内線1882)

動物愛護週間について

動物の愛護及び管理に関する法律では、
9月20日～26日を『動物愛護週間』と定めています。

動物の愛護及び管理に関する法律 【概要】

すべての人が「動物は命あるもの」であることを認識し、みだりに動物を虐待することのないようにするだけでなく、人間と動物が共に生きていける社会を目指し、動物の習性をよく知ったうえで、適正に取り扱うように定めています。



市が行う動物愛護関連補助金①

【猫の不妊去勢手術費補助金】

令和6年度予算額 80万円

交付決定済件数等(9/12現在)

●飼い猫不妊手術	56件	280,000円
●飼い猫去勢手術	42件	126,000円
●飼い主のいない猫不妊手術	26件	208,000円
●飼い主のいない猫去勢手術	8件	40,000円
合計		654,000円



市が行う動物愛護関連補助金②

【動物愛護団体支援補助金】

令和6年度予算額 40万円

申請件数(9/12現在)1団体



市が行う動物愛護関連事業について

ペット同伴可能店には、オリジナルステッカーの配布を行い、市ホームページで店舗名を掲載しています。
ペット同伴可能店については、引き続き、募集中です。

9月12日現在 HP掲載店舗:8店舗

